

財務省告示第百八十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十一年度の初日から平成二十一年四月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十一年五月二十九日

財務大臣 与謝野 馨

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十一年度の初日から平成二十一年四月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	トン
三	・三三三トン
四	四、四三九トン
五	六三三トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
七トン	一二四トン	四六八トン	四、五二トン	四トン	九五トン	二三、七八五トン	一三七、八二九トン	四八二、三七四トン	五、六一トン	二八トン	六六トン	一、一九三トン	トン	一・一三トン	二トン

二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	三三	二二
三三 トン	三六 トン	一三 四 トン	三三 トン	三三 トン	一七 五 トン	一八 トン	八七 一 トン	